

開会の日 令和5年3月13日(月)
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(6人)

委員長	前 川 文 博
副委員長	水 上 雅 廣
委員	籠 山 恵 美 子
委員	野 村 勝 憲
委員	徳 島 純 次
委員	小 笠 原 美 保 子

◆欠席委員(なし)

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	湯 之 下 明 宏
管財課長	砂 田 健 太 郎
管財課指定管理係長	澤 田 充 弘
農林部長	野 村 久 徳
畜産振興課長	古 川 尚 孝
畜産振興課畜産係長	加 藤 唯 高
基盤整備部長	森 英 樹
建設課長	藤 白 規 良
建設課長補佐兼農林土木係長	中 山 圭 介

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡 田 浩 和
書記	倉 坪 正 明

◆ 本日の会議に付した事件

議案第30号	飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金条例の一部を改正する条例について
議案第31号	飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について
議案第32号	指定管理者の指定について(飛騨河合飛騨牛繁殖センター)の変更について
議案第33号	飛騨市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

(開会 午前10時00分)

◆開会

●委員長（前川文博）

皆さんおはようございます。ただいまから第2回産業常任委員会を開きます。本日の出席委員は全員であります。会議録署名は、飛騨市議会委員会条例第30条の規定により委員長がこれを行います。当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをいたします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。

次に理事者側の説明において議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁する場合は委員長の指名を受けた後、課の名前と氏名を告げてから発言してください。以上、ご協力をお願いします。

◆1. 付託案件審査

- ・議案第30号 飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

それでは、議案第30号、飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（前川文博）

野村農林部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□農林部長（野村久徳）

それでは議案第30号について説明いたします。飛騨市産業動物獣医療体制確保対策基金条例を改正する条例です。4ページの条例関係議案要旨を御覧ください。提案理由は、就職準備資金の対象者及び金額を拡大するための改正です。本条例は令和元年度に獣医師の確保が困難である状況下で、市内の産業動物獣医療に従事する獣医師の対遇向上によって獣医師確保を図ることを目的として、返還免除のある奨学金返還資金及び就職準備資金の貸付制度を設けるために制定されました。

しかし、本条例の制定以降も新たに従事した獣医師はおらず、依然として獣医師の確保は困難な状況であることから、獣医師確保を図るための方策として貸付条件を拡充するために改正を行うものです。

改正内容としては、これまで市内在住者限定とした要件を撤廃し、加えて就職準備資金の貸付金額を20万円から50万円に拡大するものです。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（籠山恵美子）

これはつまり、これから獣医師を募集するときに、市内の枠を外して全国展開で募集するとい

うことと捉えていいんですか。

□畜産振興課長（古川尚孝）

前までは市内だけであったんですけど、これは別に高山市にいても、富山市にいても、通勤範囲、そういう可能性もあるのでこのようにしました。

○委員（野村勝憲）

獣医師確保というのは、条例ができて4年になるわけですね。でも、今日まで1人も確保できていないということなんですけども、やはり獣医師確保は、私は難易度が高いと思うんですよね。

それで、ざっくばらんにお聞きしますが、問い合わせとか、応募とかというのは、過去、例えば1年間でどのくらいの件数があったんですか。

□畜産振興課長（古川尚孝）

市役所への問い合わせが二、三件だと聞いていますが、私のほうに来た関係では、直接電話を私のほうにもらいまして、そのようなところに対応はしてまして、3年間で応募は獣医師獲得には至らなかったとありますが、大分その効果は直接的ではないにしろ出てきていると思っています。

○委員（野村勝憲）

今回、20万円から50万円、30万円アップするんですけども、いっそのこと100万円ぐらいにしたらどうなんですか。やっぱりインパクトのある数字のほうが呼び込みやすいのではないかなと思うんですけども。もうこの際、やっぱり獣医師を確保するというのは、これはここだけではなくて高山市でも同じように結構難易度が高くなってきているんですよね。そういう意味では、もう少しインパクトのある数字にしたほうがいいと思いますが、今は50万円でしょうがないと思うんですけども。もう次は改正して、そのぐらいのちょっと説得力のある数字のほうがいいと思いますが、その点は、部長はいかがですか。

□農林部長（野村久徳）

今ほど古川課長のほうから説明があったように、かなり効果が処遇改善も含めて出てきているということで、当面、これでまた様子を見て、その状況に応じて柔軟に考えて、検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員（籠山恵美子）

就職準備資金のことですけど、でもこれはあくまでも貸付ですよ。一応あげますよと、支給しますよというものではないですよ。そうすると、後で免除の条項もあるみたいですけども。そのことを考えると、結局は返済をしていかなければならないとなると、額も大きいわけなので、そのあたりはどういう感じで50万円というふうにしたのかなと。あげてしまうのなら100万円でも、200万円でもあげて来てくださいということが言えるけれども、あくまでも貸付ですもんね。その辺はどうですか。この50万円にした根拠は。

□畜産振興課長（古川尚孝）

50万円にした根拠は、20万円のときも就職準備資金ということで、引っ越しにかかる費用をはじめ、これがもし家族持ちだと、各施設に入るお金、それも十分負担となってきますし、今回、報奨金という意味も含めて、報奨金という意味は、僕の中では謝礼とは違って飛騨市に入って努力・貢献して頑張ってくださいよという意味で、50万円で、一定期間勤めていただければ、返還

は免除となるもので、それほど負担になるものとは思っていません。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それでは、ほかにないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め討論を終結し、これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって議案第30号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

・議案第31号 飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

次に議案第31号、飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□農林部長（野村久徳）

続いて議案第31号について説明いたします。飛騨市家畜診療所設置条例を改正する条例です。4ページの条例関係議案要旨を御覧ください。提案理由は、削蹄料及び検査料を定めるための改正です。畜産農家から削蹄の要望があることから、飛騨市家畜診療所で対応するため新たに削蹄料を定めます。金額は削蹄一本当たり1,500円とします。

また、開業獣医師または畜産農家から個別の検査依頼があるため、同じく飛騨市家畜診療所で対応できるように新たに検査料を定めます。金額は家畜診療共済点数による金額と同額とします。この改正により飛騨市家畜診療所での対応可能な業務が拡充されるため、畜産農家等の利便性の向上が見込まれます。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

この削蹄料ですけど、今までこれはやれてこなかったのか、意図的にやらなかったのか。今まではなかったんですね。経過というのはどんなものなんですか。

□畜産振興課長（古川尚孝）

これまでは農家の方で削蹄の資格を持っている方がいらっしやったので、その方に頼んでもらったり、あと診療を伴う削蹄に関しては、こちらでもやっていました。それを農家の方の負担が大きいということで、何とか家畜診療所だと言われて今回設定するものです。

○委員（籠山恵美子）

ということはあれですね、削蹄だけしてくださいという要望に応えられていくということですね。診療とは分けて。

□畜産振興課長（古川尚孝）

そのとおりです。

●委員長（前川文博）

ほかにありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それでは、ないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決を行います。

それでは、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって議案第31号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

・議案第32号 指定管理者の指定について（飛騨河合飛騨牛繁殖センター）の変更について

●委員長（前川文博）

次に議案第32号、指定管理者の指定について（飛騨河合飛騨牛繁殖センター）の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

□農林部長（野村久徳）

それでは、議案第32号について説明いたします。指定管理者の指定の変更に係る議案です。1ページの議案鑑を御覧ください。平成30年12月議会において議決された飛騨河合飛騨牛繁殖センターの指定管理者の指定を変更し、対象施設に万波牧場を加えるものです。万波牧場は令和5年3月31日をもって指定管理期間が終了する指定管理施設ですが、当牧場は飛騨河合飛騨牛繁殖センターの開設にあたって放牧または採草を行うことで、粗飼料自給率の向上を図るための関連施設として位置づけられており、その指定管理者は非公募により繁殖センターの指定管理者と同一のものを指定してきた経緯があります。この経緯から繁殖センターと万波牧場の指定管理期間をそろえ、両施設を一括管理とするため、指定の内容を変更するものです。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって議案第32号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（前川文博）

説明職員入れ替えのため暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時12分 再開 午前10時14分 ）

◆再開

●委員長（前川文博）

それでは、休憩を解き会議を再開します。

・議案第33号 飛騨市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

●委員長（前川文博）

次に議案第33号、飛騨市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、議案第33号についてご説明いたします。4ページの要旨を御覧ください。今回制定する条例は、飛騨市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてです。提案理由ですが、分担金総額の算定率改定に伴う改正でございます。

制定の根拠についてですが、国及び県の指針等に合わせまして市独自の改正を行うものです。根拠となる指針につきましては、記載のとおりでございます。

条例の概要です。まず背景ですけれども、計画中の県営土地改良事業のかんがい排水事業大久古地区が令和4年12月に新規採択されたことに伴いまして、当該事業における受益者の負担軽減を図るために、今回、分担金総額算定率を引き上げるための改正を行うものです。改正内容については、農業用排水路施設の整備における一等、二等、その他の水路区分の設定を廃止しまして、分担金総額の算定率を現行の3%～7.5%から一律3%に改正するものです。

3ページの新旧対照表を御覧ください。こちら現行が一等水路が3%、二等水路が5%。一

等水路及び二等水路以外の水路が7.5%となっていたものを、今回、総事業費の3%に統一するものです。

なお、一等水路というのは他市町村にまたがって受益を有している受益面積100ヘクタール以上の用水路を言います。また二等水路は市内のみに受益面積があるもののうち受益面積が100ヘクタール以上の用水路を言います。それ以外の水路は以外の水路ということになります。

4ページに戻っていただきまして、市民への影響等につきましては、受益者にとっては有利となる改正となります。こちら参考となっております、県営かんがい排水事業における試算ということで、令和4年度に採択された大久古地区につきましては、予定事業費が2億円となっております、改正前では5%で分担金が1,000万円となるところが、改正後3%で分担金は600万円になりまして、約2%分の400万円の軽減になるものでございます。施行日は公布の日、適用日は令和4年12月1日となります。以上で説明を終わります。

●委員長（前川文博）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（籠山恵美子）

これは公布の日が令和4年12月になっていますけど、これはここで決まれば遡って適用するということですか。

□基盤整備部長（森英樹）

この大久古地区は12月に新規採択されておりますので、12月1日に遡って適用するというようになります。

●委員長（前川文博）

ほかにありますか。よろしいですか。

○委員（籠山恵美子）

これは県営事業の分担金ですので、地方公共団体の負担割合の指針というふうに書いてありますけど、これは市単独で5%を3%に引き下げた分をかぶるというのではないんですね。県のほうでもうそうしていいですよということなんですよ。

□基盤整備部長（森英樹）

国の指針では国が何%、県が何%、市と地元で何%という指針が出されておまして、一般的に、全国的にこれを目安に各市町村でこの指針を基に対応してくださいというものが出ておまして、その中で県と国の分が既に示されておますので、あとは市と地元の部分がどう取り決めるかというところで、地元部分を3%に今回の条例で決めて、残った分は市が負担するという形に今回決めるということでございます。

●委員長（前川文博）

よろしいですか。ほかにいいですか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

それでは、ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

ご異議なしと認めます。よって議案第33号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

2. 討論、採決

●委員長（前川文博）

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。ただいま議決しました4案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（前川文博）

異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上をもちまして第2回産業常任委員会の付託案件の審査を終了いたします。お疲れ様でした。

◆休憩

（ 休憩 午前10時21分 再開 午前10時22分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

産業常任委員会委員長 前川 文博